(お 知 ら せ)



平成21年 9月18日 日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、昨年9月19日に修正した敦賀発電所原子力事業者防災業務計画につきまして、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、関係自治体との協議を経たうえで、本日、同計画を修正して経済産業大臣へ届け出ました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を添付のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、敦賀発電所の安全・安定運転に努めるとともに、原子 力防災対策についても、本計画に基づき万全を期す所存です。

(参考)

協議を行った関係自治体

•福井県、敦賀市、滋賀県

添付資料:「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以上

「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 修正の目的

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、敦 賀発電所原子力事業者防災業務計画について、社内組織改正等に伴う修正を行った。

——原子力災害対策特別措置法第7条第1項(抜粋)———

原子力事業者は、その原子力事業者ごとに……中略……原子力事業者防災業務計画 を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めると きは、これを修正しなければならない。

2. 修正年月日

平成21年9月18日

3. 修正の内容

(1) 社内組織の改正に伴う修正

平成21年6月に行った、社内組織改正に伴う組織名と所掌する職位を修正した。

(2) 社内人事異動に伴う修正

平成21年6月・7月の社内異動に伴い、副原子力防災管理者及び代行順位表を 修正した。

(3) その他

発電所敷地周辺付近の放射線測定設備図、集合場所及び退避場所図、発電所内の 応急処置室施設図、貸与資機材の名称等、記載の適正化や最新化を図った。

以 上

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について規定

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測 定設備・原子力防災資機材の設置、点検および防災教育・訓練の実施等平常時に備え るべき事項について規定

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報、避難誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、原子力防災センターとの連携について規定

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のため の原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について規定

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害等が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等の協力について規定

以 上